

下野国河内郡家と文字資料

田熊, 清彦 / TAKUMA, Kiyohiko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

61

(開始ページ / Start Page)

80

(終了ページ / End Page)

93

(発行年 / Year)

2004-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011495>

下野国河内郡家と文字資料

田熊清彦

一 はじめに

近年の古代官衙遺跡の調査によれば、郡家と国府の前身施設は、七世紀後半代にはすでに設置されていたことが幾つかの地域で明らかにされている。山中敏史氏はこれらの遺跡について「初期評衙、初期国衙」などと類別呼称して、国評制による地方支配の画期を見出すなど、地域史研究に重要な視座を提示した。⁽¹⁾

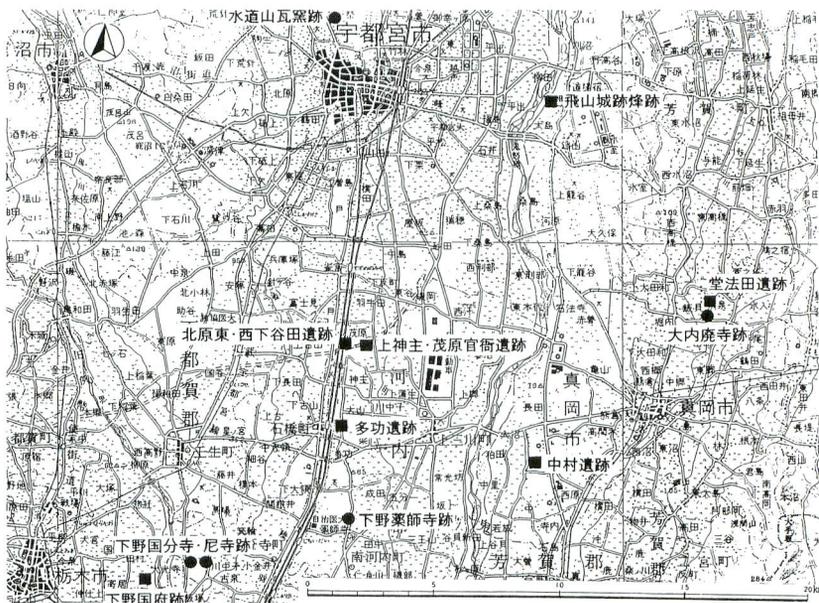
奈良時代の古代下野国は九郡を管掌していた。それら各郡の中、那須、芳賀、河内、都賀、寒川、足利に所在した官衙遺跡や寺院跡、古道跡では積年にわたり調査が進められてきた。その発掘成果は、地域史の研究に新展開をもたらす兆しを見せている。

そこで、小稿では、古代下野国の官衙の設置経緯と地域史を考えるために、最近報告された河内郡内の西下谷田遺跡、上神主・茂原官衙遺跡、上神主・茂原遺跡の調査成果⁽²⁾を主にとりあげることとして、遺跡と西下谷田遺跡出土の文字資料の特徴について述べることにしたい。

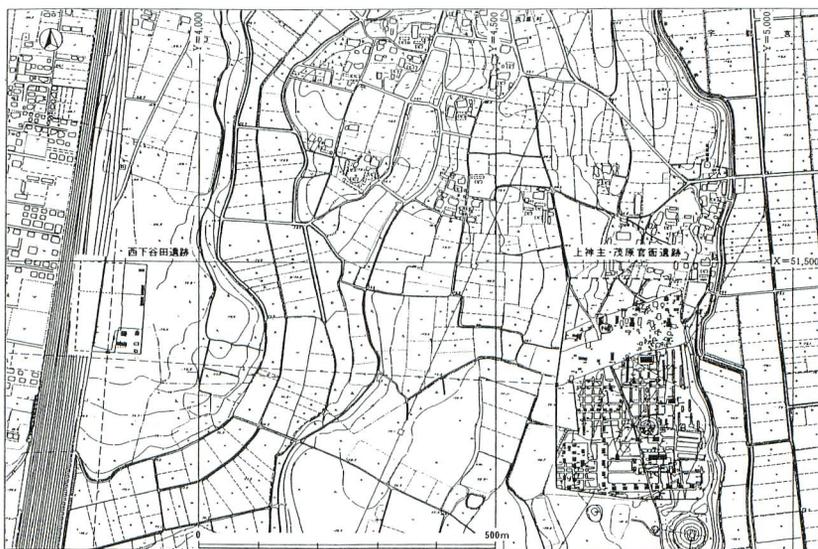
二 遺跡と遺構群の様相

1 遺跡の位置(第1、2図)

西下谷田遺跡、上神主・茂原官衙遺跡、上神主・茂原遺跡は、七世紀後半から九世紀代に限れば一群の遺跡として理解されるのであり、たまたま発掘事由や調査地点、調査機関を異にしたために、三つの相違した遺跡名で報告されることとなった遺跡である。



第1図 遺跡位置図



第2図 西下谷田遺跡と上神主・茂原官衙遺跡

所在地は、栃木県の南部、宇都宮市茂原字江面、西下谷田から河内郡上三川町大字上神主、下都賀郡石橋町下古山にかけての行政界付近である。

遺跡は、南流する姿川と田川に挟まれた東西の二つの台地に位置しており、西側の祇園原台地に西下谷田、東側の神主台地上に神主・茂原の二遺跡が確認されている。

台地と東側の田川低地との標高差はおおよそ八メートルであり、東南方に筑波の山なみ、晴れた日の東北方の遙かには那須八溝の山塊を望むことができる。

古代河内郡は、『和名抄』によれば「丈部、刑部、大統、酒部、三川、財部、真壁、輕部、池辺、衣川、駅家（高山寺本になし）」の十一郷を管掌し、東西は鬼怒川から黒川・姿川の範囲、南北が現在の今市市や鹿沼市の一部、上河内町・河内町・宇都宮市・上三川町・南河内町を領域としていたと推定されている。先の三遺跡は、郡域のやや南部、宇都宮市と上三川町の行政界に確認されている古道（東山道）が南西に進み、台地を登った地点に造営されていたのである。

2 遺跡の様相（第3、4図）

西下谷田遺跡 主な遺構は、掘立柱区画施設と棟門・八脚

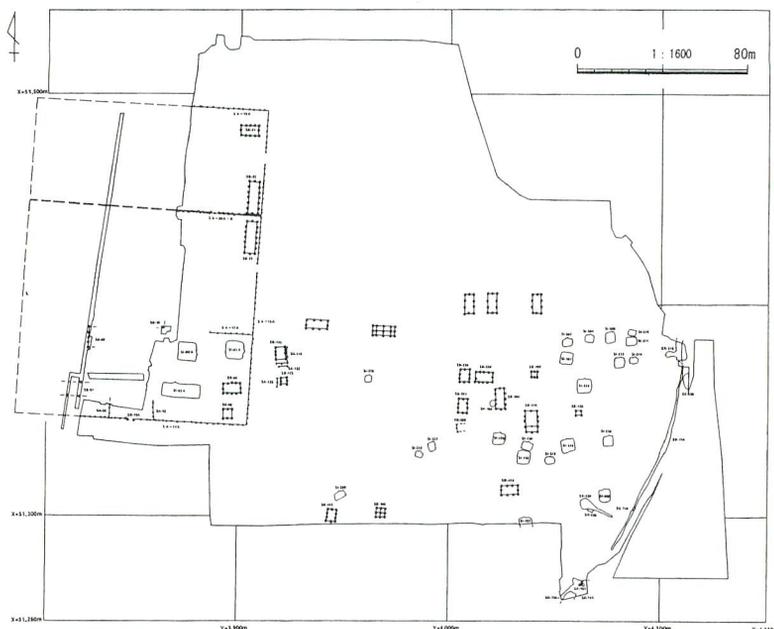
門、その内部に大型竪穴建物三棟、掘立柱建物十棟。区画施設の外には掘立柱建物四十棟、竪穴住居六十六軒、井戸十基、水場遺構三基などである。

各遺構は、この遺跡の中核施設として造営された「掘立柱区画施設と建物」の変遷期（Ⅰ、Ⅱ期）、及び施設終焉後の遺構期（Ⅲ期）とに大別することができる。各期の年代は、出土した土器から判断して、Ⅰ期Ⅱ七世紀第三四半期後半～七世紀第四半期前半、ⅡB期Ⅱ八世紀第一四半期以前、ⅢA期Ⅱ八世紀第一四半期、ⅢB期Ⅱ八世紀第二四半期頃であったと考えられる。

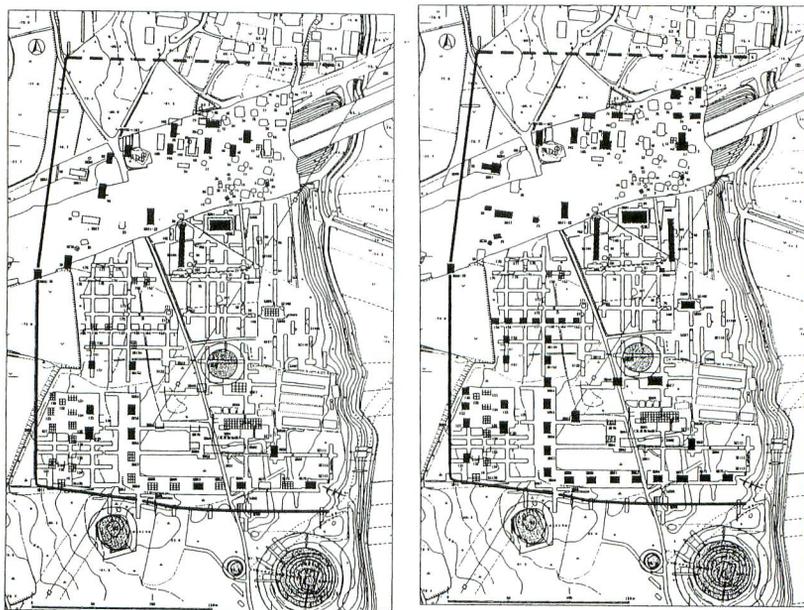
掘立柱区画施設は、角材列を用いた掘立柱塀がおおよそ東西百八メートル（三百六十尺）・南北百五十メートル（五百尺）を長方形に圍繞する施設であり、南辺塀の中央には棟門（Ⅰ期）や八脚門（Ⅱ期）が配置されていた。施設内の敷地は、南北に三等分割して利用されている。東辺塀では、北区と中央区の塀中央北側寄りに棟門が設置されている。

施設内部の建物は、北区と中央区では東辺塀側に側柱建物を配置するのみで、Ⅰ、Ⅱ期とも敷地の大部分が空閑地として利用されている。

区画施設の南区には、大型竪穴建物三棟や敷地内を区分



第3図 西下谷田遺跡の第I期遺構配置



第4図 上神主・茂原官衙遺跡I期(左)、II期(右)の遺構配置

する掘立柱塀、南西に掘立柱建物などが配置されている。また、全体の規模は調査されていないが、三棟以上の東西棟掘立柱建物が造営されていた。

大型堅穴建物三棟は、Ⅰ期に造営され、Ⅱ期に建替えられている。そのⅡ期での規模は、1号Ⅱ東辺七・八メートル、南辺七・九メートル、2号Ⅱ東辺九・五メートル、南辺九・一メートル、3号Ⅱ東辺一七・一五メートル、南辺六・九メートルである。建物に付設された竈は、煙出し部を長く構築した大型の構造であった。

この施設の東方には、側柱建物と総柱建物、及びこれらの建物群を避けて堅穴住居や井戸が作られている。

西下谷田遺跡をのせる台地の東端は溝で区画されており、水場遺構が設置されていた。

区画施設の様相からは、北区と中央区に広く空闲地を設定し、南区に側柱建物群を置き、その南東の一角に大型の食・住空間〔厨〕施設を配置したものと理解されよう。そして、周辺には、小型の倉庫、管理棟の側柱建物、施設の維持と管理・実務に従事したのであろう人々の堅穴住居が配置されていたものと推測される。

なお、西方の上神主・茂原の二遺跡の西門は、本施設の南門を通る中軸ラインから約七百五十メートル（二千五百

尺）離された位置に設置されており、三遺跡の一部の建物は同じ造営計画の基に配置されていたことが窺える。

上神主・茂原官衙遺跡と上神主・茂原遺跡 遺跡の範囲は、大略東西二百五十メートル、南北三百九十メートルである。確認されている主な遺構は、掘立柱建物七十六棟（内総柱建物五十棟）、瓦葺礎石建物一棟、堅穴建物十四棟、井戸二基、掘立柱塀二条、区画溝である。文字瓦千二百点が出土している。

上神主台地の東端に位置する遺跡は、南北に長い占地（三百九十メートル）であり、南北西の三方は溝で区画されている。東方は、台地の崖斜面に面していたためであろうか、溝は配置されていない。西辺区画の中央には、門（八脚門カ）が設置されていた。

この遺跡の変遷は、建物群の先後関係からⅠⅣ期に整理されている。各期の年代は、Ⅰ期Ⅱ七世紀後葉、Ⅱ期Ⅱ八世紀前半、Ⅲ期Ⅱ八世紀後半、Ⅳ期Ⅱ九世紀前半である。遺構群の配置を大きく眺めれば、北半地区には、側柱建物、大型堅穴建物や、南半地区には倉庫群が造営されている。時期ごとでは、Ⅰ・Ⅱ期の北半地区で掘立柱建物の増加と中心施設建物の建替え、南半地区の西方と南方に倉庫の造営が認められる。中心施設建物は、Ⅰ期Ⅱ南面庇付

東西棟（三×五間）とその西方に南北棟（二×十間）から、Ⅱ期Ⅱ中央に四面庇付東西棟（三×六間）とその東西両前方に対峙する南北棟（二×十間）へと建物を充実させている。

Ⅲ・Ⅳ期は、官衙中心建物も含めて北半地区には主な掘立柱建物が建てられない時期であり、Ⅳ期には小型の竪穴住居が作られていた。区画の溝は南約三分の一の範囲を限る施設となる。区画内は総柱建物の倉庫が配置されており、Ⅱ・Ⅲ期が最も充実した棟数をそろえている。

なお、このⅢ期倉庫地区の中央には、四方を溝で区画した中に長大な瓦葺礎石建物（四×十四間）が、八世紀中葉頃に造営されている。この建物は取り壊され、区画溝も埋められて、その南前面にⅣ期東西棟側柱建物（二×十九間）が建てられることになる。

かつて上神主廃寺とも呼称されていた遺跡⁴は、七世紀後葉に設置され、九世紀代まで継続して維持された官衙であったことが明確にされたのであった。おそらく、遺跡の中心施設建物は「政庁」⁵であったのであろうし、南半地区の総柱建物群は正倉（Ⅲ期以降）であり、Ⅲ・Ⅳ期には院を形作っていたとみなされよう。

3 下野国河内郡家

西下谷田遺跡と上神主・茂原官衙遺跡、上神主・茂原遺跡が一つのまとまりある遺跡（官衙）であったことは前にふれた。二つの台地に配置された施設の変遷を比較すると、西下谷遺跡の区画施設の方が、後者の遺跡よりもわずかに先行して造営されていたようである。また、施設の終焉時期も八世紀の第一・四半期以前と考えられるのである。上神主・茂原の遺跡は、正倉群を残すのみとなっても、九世紀前半代までは維持されていた。

「政庁」については七世紀後葉に配置され、八世紀前半代に建替えられている。建替えられた建物の柱掘方内に正倉地区の瓦の断片も認められないことからすれば、おそらく八世紀第二・四半期中には撤去されていたのであろう。その後の「政庁」については、多功遺跡に移されたとの見方が有力である。

二つの地区の中核施設を比べると、西下谷田遺跡の方では官衙としての建物配置をまだ見せてはおらず、生活施設と掘立柱建物が同一敷地内に置かれていた。上神主・茂原遺跡では、雑舎と官衙（政庁）、倉庫が整然と配置されていたのであった。

このような遺跡の様相から官衙の変遷を推測してみれば

ば、下毛野の河内評家ははじめに西下谷田遺跡の区画施設に置かれる（Ⅰ期）こととなり、ついで「政庁」を上神主・茂原の遺跡に遷し（下谷田遺跡ⅡA期）、奈良時代の前半には建物も建替え整備され、下野国河内郡家として機能していたものと考えられるのである。一方、西下谷田遺跡の施設は、Ⅱ期には国宰の常駐施設として利用され続けていたものと推測することもできよう。

上神主・茂原の遺跡にみられる倉庫群は、Ⅰ期中には、既に計画的に配置されていた。Ⅱ期に増加した倉庫は、Ⅲ・Ⅳ期には区画施設で囲われている。官衙としては範囲の減少ではあるが、倉庫群の独立した管理が行われるようになったとも解釈されよう。このことは倉庫に蓄えられた稲穀の管理方式の変更であり、正税を納める正倉（不動倉）として位置付けられたためであったからかと思われる。

また、Ⅳ期九世紀前半に倉庫群が終焉を迎えていく一因は、下野国と陸奥国との関係に関わる対蝦夷政策が反映した結果ではなからうかと考えられるのである。

三 文字資料

ここでは、西下谷田遺跡から出土した墨書土器と刻書土

器をとりあげることにした。

1 墨書土器

墨書土器は土師器二点と須恵器四点が出土している。釈読できる資料は、須恵器蓋に墨書された九七九土器のみであり、三九五号住居の覆土第一層から出土している。この住居は人為的に埋め戻されていたので、土器はこの住居で用いられていたものではない。

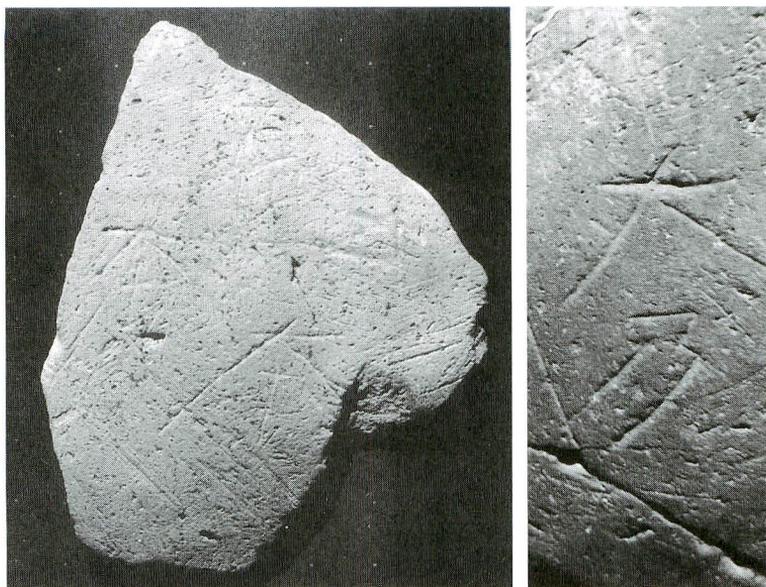
須恵器の蓋は、口縁部の外周内側にカエリを付けている。カエリの端部は、口唇部下端位置よりも上である。口径は、約十一・二センチメートル、蓋の高さは約二・四センチメートルである。土器の年代は、七世紀第四四半期である。

「釈文」 「寺」

墨書箇所は、蓋の内面中央付近である。小さな文字（縦約一・三センチメートル、幅約〇・五センチメートル）なので、縦画が下方まで貫かれたように見えるが、「土十寸」の運筆を追うことができる。

「寺」の意味を具体的に考えておけば、遺跡が河内評内に所在すること、遺跡内から下野薬師寺で使われたものと同種の瓦が出土していることなどから、同時代の河内評内に

下野国河内郡家と文字資料（田熊）



八七



第5図 刻書土器の文字 481（右）、484（左）

創建された唯一の寺院である下理薬師寺の名があげられよう。したがって、本遺跡と寺院との関わりを類推させる資料であるともいえる。

2 刻書土器

刻書土器は、土師器二点（四八一、四八四）である。四八一は口縁部が部分的に欠けているものの、土器の五分の四は残る。四八四は、底部四分の一ほどの破片資料である。

・四八一刻書土器（第5図右）

この資料は、二九〇号住居南東隅の覆土4層中から出土した土師器杯である。住居は使用後にしばらくの間放棄されていたらしく、堆積土からは自然に埋没したようすが窺えた。土器は住居南東隅4層中からの出土なので、住居廃絶時（遺構）との時間差はあまりないものと思われる。

土器は、ヘラ削りによって浅い鍋底状に仕上げられた底部から、ナデによる口縁部が緩やかに外側に開く器形である。内面には黒く漆仕上げが施されている。口径一一・九センチメートル、器高が三・九センチメートルほどの土器である。土器の年代は7世紀第4四半期であり、遺構期区分のⅡA期にあたる。

〔釈文〕 「大乃」

刻字箇所は、底部外面中央のやや外側である。文字は、中心から外方へと二文字が記されていた。刻字は、尖端鋭利な刃物で直線的に細い線で書きとどめられていた。

文字の大きさは、大字が縦一・二センチメートル、幅一・九センチメートル、乃字は縦一・三センチメートル、幅一・一センチメートルの範囲内におさまられていた。

字画を刻む順序は、大字が横画一に人、乃字はノ部の方が後に刻まれているようである。なお、二文字は、土器焼成後に記されたものである。

・四八四刻書土器（第5図左）

この資料は、二九〇号住居の覆土1層中から出土した土師器杯である。住居の埋土は、前記したように自然な堆積状態であった。なお、この住居からは、金銅製毛彫馬具（帯先金具）、円面硯、転用硯、男瓦などが出土している。

土器は、ヘラ削りによって鍋底状に仕上げられた底部の破片資料である。内面は、ナデによる仕上げである。器種は、浅い鍋底状の底部から口縁部が外方に立ち上がる杯であろう。土器の年代は、四八一資料と同じ7世紀第4四半期であろう。遺構期区分ではⅡA期が該当する。

〔釈文〕

〔岡 大舍〕

× 乃 𠄎 𠄎

𠄎 𠄎

〔大舍〕

刻字箇所は、底部外面である。文字は、二行にわたり記されている。刻字は、四八一資料と同様に尖端鋭利な刃物で直線的に書かれている。

一行目は、上方が欠けているものの、小さめに二文字を刻み、一字分を空けて、さらにその下に二文字を配字している。文字は、下方には続かない。

二行目には、一行目下半の二文字と同じ文字が、一行目に空けられた文字間の左側に記されている。

文字の大きさは、一行目上二文字が縦二・三センチメートル、幅一・三センチメートル、下二文字は、縦二・一センチメートル、幅二・八センチメートルの範囲内におさまられている。二行目は、一行目下半と同じ文字が縦二・一センチメートル、幅一・六センチメートルの中に刻字されている。

文字のバランスを行の中心軸で見ると、一行目上二文字が左上から右下へ傾き、下二文字がほぼ垂直に彫りこまれている。二行目もほぼ垂直である。このような字配りか

ら、刻字の順序は一行目上二文字、続けてその下に二文字を記し、行をかえて同じ二文字を刻書したのであろう。

四八一、四八四の刻書文字は、「乃」が同じ字形である。

このような文字は、「了、ア、マ」の形とみて、「部」の草行書体が古く漢代（居延漢簡）にはこの字形で用いられるようになり、古墳時代の六世紀後葉代にはすでに鳥根県岡田山一号墳「各田口」銘鉄剣²⁷に認められるなど、早くに伝来し定着した略体表記の文字であるとみなされる。一方、

「部」の旁部分は「𠄎（新羅真興王巡狩碑）、𠄎（丹陽赤城碑）、乃（加耶下部思利壺²⁸）」に作るが、旁「乃」のみで「部」字を表すことはないようなのである。

「乃」の字形は、「戸」の楷書体に由来する連続した運筆の字形にも近似した形である。この字形の文字も七世紀中葉以降には確認することができる。

「部」、「戸」の文字の使い分けは、七〜八世紀の資料においては原則がある。評制下の資料では、氏の名には「部」（了、ア、マ）字があてられ、五十戸の里名表記には「戸」（乃）が用いられている。奈良時代では、氏の名に「戸」字が使われていた「史部―史戸、飛鳥部―飛鳥戸、春日部―春日戸、安宿戸」なども知られるのであるが、氏の名表記はほぼ「部」字であったとみてよいのである

う。

千葉県印旛郡栄町の龍角寺五斗葺瓦窯跡、龍角寺からは、刻字された多数の瓦が出土している。⁹⁾ それらの瓦の中に「服・服止・皮止_下・止_下・_下皮止（龍角寺五斗葺瓦窯跡）、服止_下（龍角寺）」と文字を記す瓦があり、省略や重複が認められるものの「ハトリベ」と読めることを東野治之氏は指摘している。¹⁰⁾

「部」字は、古くから偏と旁を含めて表記されてきたのであって、旁のみが「了、ア、マ」と略されて書かれてきたわけではない。

しかし、本例のような字形「乃」の「部」字については、これまでの「了、ア、マ」字形に系譜がたどれないところから、旁を略表記したものと思われるのである。その発生と伝来の系譜は、現段階では朝鮮半島の隣国に求められるのではなからうか、と憶測しているのだが。

この文字が、東国有数の古寺である龍角寺の刻字瓦と新羅の土器を多く出土した西下谷田遺跡から見出されたことは注意されるのである。龍角寺の造宮技術者・造瓦と文字の刻字者はいずれの人であったのかは特に論及されてはいないようであるが、西下谷田遺跡では渡来人との関わりが既に指摘されており、ここに地方における文字書写力を備

えた人士群の推測と文字筆写能力の獲得、在地の言葉を漢字表記することの問題の一端が窺えるのではなからうか。

ここでは、「乃」字を「べ」（或いはトモ）と読み、氏の名を表した「部」の意味で用いられており、その漢字には「部」の旁「_下」字形があてられるのではと推測した。

「_下」四八四の刻書文字は、「岡」の異体字である。同時代同例の一つに岐阜県御嵩町雨田遺跡出土の「_下本」銘があり、岡は「_下」と判読されている。¹¹⁾ 異体字岡の下半は、確かに「止」であろう。西下谷田遺跡例は、下半が連続した運筆なので「止」「正」のどちらの文字を刻字したものが決められない。

四八四の刻書文字「_下」は、二文字を合筆したものと考えた。上字は「大」であり、その下に「_下」を組み合わせた文字である。大の「人」と_下の一二画が重なる。右行では大の左払いが長く、右払いが二度彫りこまれている。左行の文字には、_下の二画の刻線が残されている。この合字の箇所には、刻字前に、底部仕上げのためのヘラ削りが左上から右下方へ斜めに施されていた。仮に、「大_下」に続けて、「人」などの右払いが記されていたとすれば、削り方向と重なることになるので慎重に観察したが、文字の刻線は見られなかった。

刻書文字の意味は、四八一の「大乃」、四八四の「乃岡」ともに氏・名の一部と推測されるものである。「大乃」は、七世紀中葉に比定される飛鳥京第十次出土(1)「大部浴□□」・(5)「大部□□□□」・(8)「大部阿西利」に認められる

「大部」とも読みが通じる氏名の資料である¹²⁾

「大部」であれば、当遺跡と一体に造営されていたとみなされる茂原・上神主遺跡から「大伴」と刻字された瓦(八世紀中葉)が出土しており、河内郡内に所在していた氏であったことが窺われる。

四八四の「乃岡」資料は、氏の名と名前の部分であろうが、何氏を記したものか不詳。これに続く「大舎」の文字は、一案は、「倭名類聚抄」十居所の訓みでは、「舎」は「屋」と同意なので、「大屋」の用語が考えられる。この読みを遺跡に引き付けてあてれば、直接には区画施設建物群を指すのであろう。あるいは、当遺跡を表現した表記であったとみれば、公的施設の意味も含まれているのかもしれない。

さて、次案は、「大舎」が「大舎人」を省略表記した文字と考えて、「某乃岡」氏の職掌、履歴に伴う尊称が刻字されていたと想定するものである。

第三案は、四八四資料の文字はすべてが氏・名と出自に

関わるものと推測するものである。その場合は、「大舎」の合字を新羅南山新城碑の第三碑にみられる結合文字と同様な文字表記とみて、新羅の官位「大舎」と理解し、「□乃岡大舎」と読むことができる。

第三案をとれば、上神主・茂原に確認された遺跡(官衙)では渡来人が実際直接に來住していた証左の一つともなり、また『日本書紀』に記録された下毛野国に関わる渡来人移配記事の理解も、今後は見直されなければならないものとなるであろう。

四 おわりに

小論は、河内郡内に所在する下谷田遺跡、上神主・茂原遺跡、上神主・茂原官衙遺跡の調査成果によって、これら三遺跡が一つの官衙跡として理解されることを概述したものである。

遺跡の性格については、はじめに評家として設置されたこと、その後奈良時代に入り郡家とされたことなどを述べた。「政庁」が上神主・茂原官衙遺跡に造営されてから後の西下谷田遺跡区画施設は、国宰の「常駐施設」として利用されていたのではないかと推測した。

上神主・茂原官衙遺跡の倉庫群の変遷については、奈良

時代後半(Ⅲ期)に正倉が溝によって区画されたこと、及び九世紀前半に衰退する事由などを考えた。

西下谷田遺跡出土の文字資料は、墨書土器「寺」と刻書土器「大乃」、「大舎」(合字)の三点を報告した。

「寺」は下野薬師寺を意味すること、「乃」はこの時代まで使われてきた「部の略体表記」了、ア、マ」ではなく、「部の旁」が書記された」字形である、と推測した。さらに、「大舎」(合字)の文字は、大舎Ⅱ大屋、大舎人とも読めるが、渡来人にかかわり新羅の官位「大舎」の文字がこの遺跡で直接に書かれていた可能性があることを提案している。

註

(1) 山中敏史「古代地方官衙遺跡の研究」一九九四(瑞書房)

(2) 梁木誠・深谷昇「上神主・茂原官衙遺跡」二〇〇三(上三川町教育委員会・宇都宮市教育委員会、安永真一「上神主・茂原 茂原向原 北原東」二〇〇一(栃木県教育委員会・(財)とちぎ生涯学習文化財団)、板橋正幸等「西下谷田遺跡」二〇〇三(栃木県教育委員会・(財)とちぎ生涯学習文化財団)。遺跡、文字資料の要約は、この三報告によった。田熊報告箇所については、小論と重複する記述

がある。本文の第1~4図は、各遺跡報告書から引用した。

(3) 池邊彌「和名類聚抄郷名證考」一九七六(吉川弘文館)

(4) 上神主・茂原遺跡の調査研究史は、田熊清彦・田熊信之「下野国河内郡内出土の古瓦」一九八〇(中日史文研)を参照。

(5) 「上神主・茂原官衙遺跡」二〇〇三の「政庁」によった。

(6) 酒寄雅志「律令国家の誕生と下毛野国」『律令国家の誕生と下毛野国』二〇〇三(栃木県教育委員会)では、「国宰所」と記述している。

(7) 各田ア銘鉄剣(島根県松江市岡田山1号墳)「出雲岡田山古墳」一九八七(島根県教育委員会)

東野治之「金石文・木簡」『古代の漢字とことば』第5巻一九八八(明治書院)には、「尸」(部)などの略体文字の使用はその先蹤を朝鮮・中国にもとめることができること、また字形も部の旁を取ったものであると既に指摘されている。

(8) 新羅真興王巡狩碑、丹陽石城碑は国立慶州博物館「文字から見た新羅」二〇〇二、加耶出土の下部思利壺銘は釜山市広域市立博物館「遺物に刻まれた古代文字」一九七七を参照。

(9) (財)印旛都市文化センター「龍角寺五斗葺瓦窯跡」、多字邦雄「下総龍角寺文字瓦考」『古代探叢』一九六五(早稲田大学出版局)の掲図文字瓦による。

(10) 東野治之「龍角寺瓦窯の文字瓦と金石文」『官宮工房研究会6』一九九九(奈良国立文化財研究所)

(11) 「岡本」銘刻書土器(岐阜県御嵩町雨田遺跡)「文字の登場、そして広まり」二〇〇一(美濃・加茂市民ミュージアム)、岩野見司「岡本」鏡書き須恵器の新例」『栖崎彰一先生古希記念論文集』一九九八。

(12) 秋山日出雄「第二章第一節 木簡」『飛鳥京二』一九八〇(奈良県教育委員会)、市大樹「石神遺跡第15次調査出土の木簡」二〇〇三(奈良文化財研究所藤原宮跡発掘調査部)

(13) 新羅南山新城碑(「文字から見た新羅」の第三碑に官位名「大舍」の合字がみえる。

井上秀雄「朝鮮での文字の展開」『文字』一九七五(社会思想社) 結合文字として指摘している。

(14) 『日本書紀』持統天皇元年三月丙戌、三年夏四月庚寅、四年八月乙卯の新羅人を下毛野国に居せしめたとの記事。本遺跡出土の「新羅土器」に関しては、板橋正幸「栃木県内出土の新羅土器」『研究紀要』第9号 二〇〇一(とちぎ生涯学習文化財団 埋蔵文化財センター)を参照されたい。

(付記)

この小論の概要は既に伊藤玄三先生の演習で報告し、種々のご指導を賜っている。深謝申しあげたい。また、文

下野国河内郡家と文字資料(田熊)

字資料については、平川南、東野治之、酒寄雅志の三氏よりご示教いただいたところがある。遺跡の調査成果では、田辺征夫、梁木誠、深谷昇、板橋正幸の各氏から詳細な説明を伺うことができた。諸氏のご援助に御礼申し上げる次第である。